

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

ウ 定置型蓄電池システムの設置

メニューごとの条件

- ①太陽光発電システム（補助金の交付申請より前に蓄電池システムと接続済みであること）を利用して充電できること。
- ②一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されている蓄電池システムであること。
- ③機器は、未使用のものを購入すること。

申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- 交付申請書兼請求書【様式1】
- 申請前チェックリスト【様式2】
- 領収書及び領収書内訳書【参考様式1】
※機器の購入・設置に係る費用、メーカー名、パッケージ型番を記載してください。
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- 機器のメーカー、規格、性能等が分かるカタログ、パンフレット等の写し
- 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されている蓄電池システムであることがわかるものの写し（パッケージ型番と初期実行容量(kwh)が確認できるもの）
※補助金算出の対象は初期実効容量（kwh）とします。
- 工事完了日が確認できるものの写し（工事完了報告書、保証書等）【参考様式2】
- 蓄電池ユニット設置後の写真
※蓄電池ユニット全体と機器の型番等が明確に読み取れるものをご提出ください。
※写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
※発行日が申請前6か月以内のもの
※申請者が補助対象住宅の所有者であることが確認できるようにしてください。
※法務局の公印が無いものは認められません。
- 申請者の住所が確認できるものの写し
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- その他、区長が必要と認めるもの
※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。